

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.1 (1930. 1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300101--001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300101--001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新年の紀念寫眞は

正確ナル眼鏡

親切て

上手て

廉價な

中鉢へ御用命願ひます

麻布區 飯倉通

芝公園 赤羽橋側

中鉢寫眞館

電話青山六七七六

四谷區麹町十三丁目十三番地  
電話四谷四五百三番

清野眼鏡店

慶應義塾大學病院 併用



## 三田學會雑誌 第二十四卷 第一號

初期經濟學說中に於ける「生存費勞銀說」の潛在

高橋誠一郎

一

近代的勞銀學說は勞作階級の大多數が賃銀勞働者と化せる以後に於いて、其の發生を見たるものなり。

一家の所要物の全部が家族の成員及び奴隸の勞働によりて生産せられたる自給自足を原則とする所謂「家内生産」の時代に在りては、固より賃銀勞働者の存する可き餘地、殆んど存することなし。古代希臘の社會に於いては、貧困なる自由民にし

て他人の爲めに其の勞働を提供して生活の資を得つゝあるものなきに非ず。彼等は幾分近代に於ける賃銀勞働者の性質を具有せるの觀なきに非ずと雖も、而も彼等の多くは今日に於ける賃銀勞働者よりも寧ろ賃仕事業者若しくは手工業者に類するものにして、一家に屬する者の勞働のみを以つて充分なる所要の満足を得ること能はざるに至れる家族の爲めに附加的援助を與へたるものに外ならず。

希臘に於ける自由の民たる勞作者の受くる報酬は、偶々當時の哲學者の注意を惹かざりしに非ず。プラトーンは公正の價格を論ずるに當りて、幾分彼等の報酬の問題に觸れたり。曰く、「或る人が或る仕事を引受けたる時、法は賣手に對して與へられたると同一の諭示を彼れに與ふ。即ち彼れは其の價格を引上げんと企つることなく、單に其の價值を求む可きものなることはれなり。法は又、之れを仕事を引受けたる人にも命ず。蓋し工匠は當に其の仕事の價值を知るが故なり」と。*(Legg, XI, 921 B.)* 而して彼れは又、收受したる勞作に對し、一個年の後に於いて、猶ほ故意に其の報酬の支拂を怠りたる者に對しては、賠償として一個月一ドルック

メに就き一オボウロス、換言すれば一ヶ年二十割の支拂を行ふ可きことを命じたり。*(idem, C.)* プラトーンは又、他方に於いて、勞作階級の富裕は、彼等をして次第に懶惰放心たらしめ、其の技術に苦心することなきに至らしめて、漸次其の技倣を拙劣ならしめ、又、之れに反し、彼等の貧困は、道具其の他を準備することを得ざらしめて、自己の能率を減少せしむると共に、其の子弟及び徒弟を十分に教育するを得ざらしむる可きを説きて、彼等の富裕並びに貧困を防止せんことを期せり。*(Rep., IV, 421 C-D.)* 要するに、彼れは、自由の勞作階級が、能く其の仕事の價值に相當する報酬を受けて、其の身分に相應せる生活を維持し、安んじて其の業務に精勵し、自己と其の家族と扶持す可きことを欲したるなり。

アリストテレスは、其の有名なる取財術の分類に於いて、商業より生ずる利潤並びに貸金業より生ずる利子に對し、精練及び不精練勞働に對する勞銀の觀念を體得せるが如しと雖も、而も彼れは是れ等のものを以つて、不自然なる取財方法として論じ去れるに過ぎずして、何等の勞銀學說をも發達せしむることなくして已めり。*(昭和四年版拙著「經濟學前史」一七五頁以下參照)*

中世に於ける手工業若しくはギルド組織の下に在りても、賃銀労働者の存在なく、従つて又、勞銀學說存することなし。固より當時に於ける職人は親方より支拂を受くると雖も、而も彼等は決して雇主に對する賃銀労働者の關係に立つものに非ず。職人は親方の任意に放逐せらるゝこと能はず。而して彼等は又、勝手に其の親方の許を去ることを得るものに非ず。彼等の勞銀は、ギルドの規定により、時には又、地方長官によりて制規せられたり。大體に於いて、職人は未だ特殊の階級を形成するに至らずして、开は獨立の手工業者たるの地位を獲得するが爲めに、何人とも當然経過せざるを得ざる階梯にして、決して一個終世の職業を以つて觀る可きに非ず。手工業制度は即ち「價格仕事制度」なりしが故に、中世の神學者は、其の正價論中に於いて、労働及び費用の同一堆積が相互に交換せられざるを得ざる旨を論述せりと雖も、(前掲拙著四〇一頁以下參照)、而も賃銀論として特に聽く可きものあることなし。

## 二

マートカンチリズムの時代に入りても、猶ほ賃銀理論として見る可きもの渺少な

り。かのトーマス・マンが其の *England's Treasure by Foreign Trade* 中に於いて、國王が其の臣民を損傷壓迫することなくして、正當に金銀財寶の配分を享有し得可き手段方法を研究するに當り、貧民によつて消費せらるゝ貨物に對する重稅が普通に思料せらるゝが如く、人民の幸福を害すること、さまで甚しきものに非ざることを論じ、國內消費稅に由りて、貧民の食料及び衣料が高價たらしめらるゝ時は、彼等の労働の價格も亦、之れに比例して騰貴し、其の結果として、若し幾分の負擔ありとすれば、开は怠惰なるか、若しくは少くとも斯くの如き仕事を行はずして、尙ほ貧民の労働を使用し、其の大なる消費者たる富者の上に依然として存す可きことを主張せるに據りて稽ふるに (*Ibid.*, ed. 1664, p. 154)。彼れは労働の價格、即ち労銀を以て、労働者が其の生活を維持するが爲めに消費せざる可らざる食料及び其の他の貨物の價值より成る労働の生産費に由りて決定せらるゝものと做す粗笨なる「生存費說」を抱持せるものには非ざるか。労働の自然價格を以つて「氣候の性質及び其の國土の習慣に基きて、労働者を扶持し、而して彼をして、其の市場に於いて労働の供給を減少せしむることなく保存し得る底の家族を維持するに必要なるが

如き生活の必要品及び快樂品の一定量より成る」と做せるロバート・トーレンズ (An Essay on the External Corn Trade, 1815, p. 62.) 並びに之れを以つて「概して勞働者をして其の生存を維持し而して其の種族を増減なく永續するを得せしむるに必要な價格」なりと做し、而して自己及び勞働者の數を維持するに必要な可き家族を支持する勞働者の力は、彼れが勞銀として收受し得可き貨幣の定量に依頼せずして、其の貨幣が購入す可き、習慣によつて彼れに取つて缺く可らざるものと爲れる食料、必要品及び便益品の定量に依るものなりと觀たるデヴィッド・リカードオ (On the Principles of Political Economy and Taxation, 1817, pp. 90-91.) 等の勞銀理論は臚ろげながら既に第十七世紀の代表的マーカンチリストの胸中に宿りつゝありしが如し。

第十七世紀末に至り、ジョン・ロックも亦、其の *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money*, 1692. 中に於いて、租稅が如何に工夫せられ、又、直接何人の手中より徵收せらるゝも、其の大資源が土地に存する國家に於いては、大部分土地の上に歸着する所以を説明するに當り、貨物に對して

租稅が賦課せられたる時は、結局之れを負擔する者が地主なることを立證せんとして、既に貧困なる勞働者及び手工業者は、恰も手より口に生きつゝある者なるが故に、彼れをして生活せしむるが爲めには、諸物價の騰貴と共に、其の勞銀を昂騰せしめざる可らざるか、然らざれば、彼れ自身と其の家族とは、彼れの勞働に依つて維持せらるゝことを得ずして、教區の救濟を受くるに至り、斯くて又、土地は更らに苛重なる負擔を蒙らざるを得ずと説けり。(ibid., p. 91.)。

而して宛もリカードオが、利潤の割合は、勞銀の下落と共に増加し、勞銀の上騰と共に減少することを論じたるが如く、サー・ウェィリアム・ペティは其の *Political Arithmetick*, 1690. に於いて農民の勞銀と地代とが反対に高低す可きことを注意し、勞働賃銀が收益に對して有する割合を増加する時は、地代は必然減少せざる可らざることを例示せり。(ibid., p. 34.) 彼れは又、地代を説明するに當り、勞銀に關説し、之れを以つて、人が其の勞働によつて生ぜしめたる土地の自發的生產力の増加より來るものにして、又、之れに等しきものなりと觀たり。即ち彼れは其の *Political Anatomy of Ireland*, 1691. に於いて曰く「二箇の牧草地が圍繞せられ、其の内に乳離れしたる一

頭の犢が放たれたりと假定せよ、而して十二ヶ月の間に食用肉の重量を一百斤増加す可しとせば、五十日の食料と推定せられたる這般の肉の百斤及び其の犢の價值の差違は其の土地の價值若しくは一ヶ月間の地代なり。然れども、若し一人の労働者が一ヶ月間に同一土地をして同一種若しくは或る他種の六十日以上の食料を生ぜしむるを得ば、即ち其の一日の食料の餘分は其の人間の勞銀なり。兩者は共に一日の食料の數によつて表明せらるゝが故なり。或る人々は他に比して食ふ所大なる可きも、开は茲に顧慮するを要せず。蓋し、吾人は一日の食料を以つて、凡ゆる種類及び大さの者一百人が活き、働き且つ産むが爲めに食す可きもの、一百分の一と解するを以つてなり。而して或る種の一日の食料は他種のものよりも、之れを生産するにより多くの労働を要することある可きも、是れ亦重要視するに足らず、即ち吾人は世界の其れぐる國々の最も容易に取得せらるゝ食料と解すればなり」と。*(ibid., p. 64.)*

エドウイン・キヤナン教授は其の近業 *A Review of Economic Theory*, 1929. 中に於いて前記の章句を掲げ、ペチイを以つて、其の勞銀説に於いて近時に於ける「寄與説」若

しくは「歸負説」(吾人をして直ちにフォン・ヴィザーの其れを想起せしむ可き)を預示せるものを做せり。*(ibid., p. 335.)* 而も彼れの主要の事業たる國富の算定に於いては、勞銀の理法は必要とせらるゝことなく、單に之れを以つて一個既定の事實として、又は寧ろ労働者の經費より推定し得らるゝ事實として取扱ふことを得たるなり。*(Verbum Sapienti, 1691, pp. 7-8; Political Anatomy, op. cit., 32; Charles Henry Hull, The Economic Writings of Sir William Petty, vol. I, 1899, p. lxxiv.)*

### III

所謂マーカンチリズムの時代に於いては、經濟上殆んど一切の問題は悉く外國貿易の見地よりして論述せられたるの觀なきを得ず。而して勞銀の問題も亦、特に此の觀點よりして注意せられ、勞働階級によつて消費せらるゝ貨物に對する課稅は是れ等貨物の價格を引上げ、延いて其の貨銀の騰貴を來し、纏がて輸出品の生產費を増加し、其の輸出を妨ぐ可きものと思料せられたり。キヤナン教授が前掲書中に引用せるが如く、チャールズ・ダヴェナントは其の *An Essay upon the Probable Methods of making a People Gainers in the Balance of Trade*, 1699. に於いて國內消費稅及

びモルトに對する課稅が英國の毛織物業の上に重荷を課することを論じ、「ピール及びエールに對する附加的課稅及びモルトに對する稅金は梳毛工、紡績工、織工及び染物工に影響し、其の總べては、生活必需品が彼れ等に對して引上げらるゝ時は、其の勞銀を引上げられるを得ざるを以て、明かに毛織物業に對して負擔たるものなり。而して其の結果我が羊毛製品は苛重にして不利なる價格を以て外國市場に現れざるを得ざるに至る可し」と斷ぜり。(ibid., p. 145.) 是れに由つて觀れば、ダウエナントにして若し勞銀に關する「生存費說」を抱持せりとせば、其の生存費中には後世の所謂「因襲的必要品」に對する支拂をも包含するものと觀る可きが如し。而してウイリアム・ペティの如きは、勞銀統制の弛廢を歎じ、勞働の價格は確定せられざる可らずと做し、諸種の勞働者の日々の勞銀を限定せる條例を稱揚し、這般の法制を遵奉することなく、又、之れをして時代の推移に順應せしめざるは國民の貿易を改善せんとする凡ゆる努力に對して有害なるものなりと論ぜり。(Treatise of Taxes & Contributions, 1662, pp. 33-34.) 而してトーマス・マンリーの如きに至つては、其の Usury at Six per Cent. examined, 1669. 中に於いて勞銀を削減するが爲めに更ら

に有效なる法律を制定するか、然らずんば總べての生産は急速に絶滅せざるを得ずと論じたり。(ibid., p. 9.)

然るに、其の金利論に於いては、低利を以つて和蘭國民富強の原因中の原因なりと做し、英國の金利にして彼れ等の間に於けると等しく低減せられんか、英國民は和蘭人の現在に於いて觀るが如き富裕と商權とを掌握するに至る可しと觀じ、鋭意利子の法定限度の引下げを主張したるサー・ジョサイア・チャイルドは勞銀統制の愚を論じ、其の論敵マニリーが前掲書中に於いて「英國の貿易を損傷し、我が土地の價格を減少せしめたるものは、高利に非ずして、實銀の不廉なるとなり」と稱し、斯くて貧民の勞働に對する報酬を切詰むるの法律を制定せんとする無殘なる提言(ibid., p. 9.)を擧げて之れを非難せり。即ち彼れの意見に據れば、第一に、論者の意見は事實に於いて誤れるものにして、英國の商戰上の大敵たる和蘭人は、其の凡ゆる製造人に對して、概して、少くとも英國人に比し、一志に就き二片方多額の工賃を支拂ふものなり。第二に、普く全世界を通じ、勞銀の高きは其の國の殷富を示す確實なる證左を見るを得可く、勞銀の少なきは其の地の貧困を物語るものなり。第

三に、國家富強の主因たるものは人民の夥多及び其の増加を來さしむ可き賢明なる法制なるに、若し法律に據つて英國民の勞銀が削減せらるゝに至らば、吾人は彼れ等を驅つて、更に多額の勞銀の給與せらる可き他の國々に移住するに至らしむ可きものなり。(A New Discourse of Trade, 4 ed., p. xi.)

第十八世紀に入りてもベルナール・ヅ・マンデ・ヴィルの如きは下層階級の間に於ける低率の勞銀と無識とを歓迎せるも (An Essay on Charity and Charity Schools — Table of the Bees, 2nd ed. pp. 336 ff.) 而もデヴィッド・ルードームに至りては、英國民が貨幣の夥多なるに由ると等しく、一部分は其の工匠の富裕なるの結果として勞働の價格高きが爲めに、外國貿易の上に於いて幾分の不利を感じることは事實なるも、而も外國貿易は最重大事に非ざるが故に、之れを以つて多數庶民の幸福と匹敵せしむ可きものに非ずと斷ぜり。(Political Discourses, 2nd. ed., 1752, pp. 18-19.)

斯くの如く經濟學成立以前に於いては其の發達遲々たりし勞銀學説は、第十八世紀末期に於ける大企業の發生と經濟的自由の實現とに連れて、勞働者の地位の

上に生じ來れる大變化と結合して、資本主義的經濟制度の下に於ける勞銀決定の根本理論を産むに至れるなり。而して第十九世紀の初葉に於いてリカードオによつて表明せられたる勞銀學説は又、實に「可變的生存費説」に外ならざりしなり。